

政令第百七号

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令

内閣は、関稅定率法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十五号）の施行に伴い、及び關係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関稅法施行令の一部改正）

第一条 関稅法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第八十三條」を削り、「第八十四條」を「第八十三條」に改める。

第四条の四第四号中「沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律」の下に「（昭和四十六年法律第二百二十九号）」を加える。

第十二条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第十五条第一項（外国貿易船の入港の手續）に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

第十二条第一項第二号中「及び荷受人」を「、荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号」に改め、同項に次の二号を加える。

四 旅客氏名表 船舶の名称及び国籍並びに乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券番号、出発地及び最終目的地

五 乗組員氏名表 船舶の名称及び国籍並びに乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別、乗員手帳の番号及び職名

第十三条の見出し中「外国貿易機等」を「外国貿易機」に改め、同条第一項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

第十三条第一項第二号中「及び数量」を「、数量及び航空貨物輸送証の番号」に改め、同項に次の二号を加える。

三 旅客氏名表 航空機の登録記号及び国籍並びに搭乗している旅客の氏名、出発地及び最終目的地

四 乗組員氏名表 航空機の登録記号及び国籍並びに搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性

別及び旅券番号

第十三条第二項を削る。

第十三条の二中「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特殊船舶等の入港届等の記載事項)

第十三条の三 法第十五条第五項前段(特殊船舶等の入港届等)に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)は、第十二条第一項第一号に定める事項とし、法第十五条第五項後段に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)は、第十二条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第十五条第五項前段に規定する政令で定める事項(航空機に係るものに限る。)は、第十三条第一号に定める事項とし、同項後段に規定する政令で定める事項(航空機に係るものに限る。)は、同条第三号又は第四号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3 前二項の場合においては、第十二条第一項ただし書の規定を準用する。
第十六条第一項を次のように改める。

法第十七条第一項前段（出港手続）に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、第十二条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

第十六条中第三項を削り、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 法第十七条第一項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、第十三条第二号から第四号までの各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3 前二項の場合においては、第十二条第一項ただし書の規定を準用する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（外国貿易船等の入出港の簡易手続）

第十六条の二 法第十八条第一項ただし書（外国貿易船の入出港の簡易手続）の規定により提出すべき入

港届には、第十二条第一項第一号に定める事項を記載しなければならない。

2 法第十八条第二項ただし書（外国貿易機の入出港の簡易手続）の規定による届出は、書面で行わなければならない。

第三十六条の三第一項第二号及び第五十一条の四第一項第二号中「積出地」の下に「並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称」を加える。

第五十一条の十一を次のように改める。

（一団の土地等を所有又は管理する法人の要件）

第五十一条の十一 法第六十二条の八第二項第一号（総合保税地域の許可）に規定する政令で定める要件は、外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物並びに保税作業による製品を含むものとし、本邦の船舶により外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を除く。）の蔵置、加工、展示又は運送の事業その他の当該貨物を取り扱う事業を行う相当数の者の当該事業の用に供される施設の設置及び運営を行う事業その他輸入の円滑化その他の貿易の振興に資すると認められる事業を行うものであることとする。

第五十一条の十二第一項第二号中「積出地」の下に「並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称」を加える。

第七十条第一項中「百四十円」を「百三十円」に改める。

第七十条の二第二項中「百九十円」を「百八十円」に改める。

第八章の章名を削る。

第八十二条の次に次の章名を付する。

第八章 雑則

第八十三条を次のように改める。

（帳簿の記載事項等）

第八十三条 申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入する者（以下この条において「輸入者」という。）は、法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）に規定する帳簿を備え付けて、これに輸入の許可を受けた貨物（以下この条において「輸入許可貨物」という。）について当該輸入許可貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びそ

の許可書の番号を記載しなければならない。

2 第六十一条第一項の規定は、法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類について、準用する。

この場合において、第六十一条第一項中「輸入申告に係る貨物の」とあるのは「輸入の許可を受けた貨物の契約書、」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は」とあるのは「輸入の許可を受けた貨物の課税標準を明らかにする書類及び」と読み替えるものとする。

3 第一項の帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が前項の書類又は輸入の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の第一項の帳簿への記載を省略することができる。

4 輸入者は、第一項の帳簿及び第二項の書類（前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書を含む。以下この項において同じ。）を整理し、第一項の帳簿にあつては輸入許可貨物の輸入の許可の日の翌日（以下この項及び次項において「起算日」という。）から七年間、第二項の書類にあつては起算日から五年間（前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合には、七年間）、輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該輸入許可貨物の輸入取引に係る事務所、事

業所その他これらに準ずるものの所在地又は輸入者の住所地に保存しなければならない。

5 起算日から五年を経過した日以後の期間における前項の規定による保存は、財務大臣の定める方法によることができる。

6 法第九十四条第二項（電磁的記録による帳簿の備付け等についての規定の準用）の規定において輸入者について電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下この項において「電子帳簿保存法」という。）の規定を準用する場合における電子帳簿保存法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条見出し、第五条見出し、第六条第三項及び第六項、第九条の二並びに第十一条第一項	国税関係帳簿書類	関税関係帳簿書類

<p>条 及び第五項第二号並びに第九 第五条第二項、第六条第二項</p>	<p>第四条第二項</p>	<p>二項並びに第八条 第六条、第七条第一項及び第 六項、第四項まで及び 第一条から第四項まで及び 第五条、第六 項</p>	<p>第四条第一項及び第五項第一 項</p>	<p>第四条第一項、第五条第一項 及び第九条</p>	
<p>国税関係書類</p>	<p>国税関係書類の保存</p>	<p>国税関係書類に</p>	<p>所轄税務署長等</p>	<p>国税関係帳簿の備付け</p>	<p>国税関係帳簿に</p>
<p>関税関係書類</p>	<p>関税関係書類の保存</p>	<p>関税関係書類に</p>	<p>所轄税関長</p>	<p>関税関係帳簿の備付け</p>	<p>関税関係帳簿に</p>

第五條第三項	承認済国税関係帳簿書類に	承認済関税関係帳簿書類に
第六條第一項	国税関係帳簿で	関税関係帳簿で
第六條第五項第一号	国税関係帳簿	関税関係帳簿
第六條第六項	所轄外税務署長	所轄外税関長
第七條第一項及び第二項、第八條第一項並びに第九條	承認済国税関係帳簿書類	承認済関税関係帳簿書類
第七條第二項	国税関係帳簿書類の	関税関係帳簿書類の
第九條	国税関係帳簿書類を	関税関係帳簿書類を
第十一條見出し及び同條第一項	他の国税	関税
項		

第八十五條中「第九十五條第三項」を「第九十五條第四項」に、「法第七條第三項（事前教示）の規定に基づく手続並びに法第十五條（入港手続）、第十七條第一項（出港手続）、第十八條（入出港の簡易手続）、第二十條（不開港への出入）、第二十一條（外国貨物の仮陸揚げ）、第二十二條（沿海通航船等の

外国寄港の届出等）及び第二十五条（船舶又は航空機の資格の変更）の規定（これらの規定が法第二十七条（船長又は機長の職務代行者）の規定により適用される場合を含む。）に基づく」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法第七条第三項（事前教示）の規定に基づく手続並びに法第十五条（入港手続）、第十七条第一項（出港手続）、第十八条（入出港の簡易手続）、第二十条（不開港への出入）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚げ）、第二十二条（沿海通航船等の外国寄港の届出等）及び第二十五条（船舶又は航空機の資格の変更）の規定（これらの規定が法第二十七条（船長又は機長の職務代行者）の規定により適用される場合を含む。）に基づく手続

二 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第一百一号）第三条（車両等の輸入手続）の規定に基づく手続及び物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第三条（通関手帳による通関等）の規定に基づく手続

第二百三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その謄本又は抄本を作成するときは、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

(関税定率法施行令の一部改正)

第二条 関税定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「並びに同法」を「、同法」に改め、「学校で私立のもの」の下に「、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項(定義)に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項(名称の特例)に規定する公立大学法人が設置する大学並びに独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号)第二条(名称)に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校」を加える。

第十七条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国立大学法人法第二条第三項(定義)に規定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機

関

第十八条第二項中「前条第四号」を「前条第五号」に改め、同条第四項中「第四号」を「第五号」に改める。

第六十一条の三第一項中「次項及び第三項」及び「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第八項」に改め、同条第三項中「第二十一条第四項」の下に「及び第五項（権利者等の氏名等の通知）」を加え、同項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所

第六十一条の三第四項中「第二十一条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同項第五号中「前項第二号、第三号及び第六号」を「前項第三号、第四号及び第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 権利者の氏名又は名称及び住所

第六十一条の三に次の一項を加える。

5 法第二十一条第六項（生産者の氏名等の通知）の規定による通知は、書面でしなければならない。

第六十一条の五中「第六十一条の三第三項第四号又は第四項第二号」を「第六十一条の三第三項第五号又は第四項第三号」に改める。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第三条 関税暫定措置法施行令 (昭和三十五年政令第六十九号) の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(暫定税率を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定)

第五条 法の別表第一第二七一 ・ 一一号の一の二のBの(2)の(i)及び(三)の(1)並びに第二七一 ・ 一九号の

一の(一)のBの(2)の(i)及び(二)の(1)に規定する政令で定める石油化学製品は、エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂とする。

第十九条第一項の表第一号を次のように改める。

一 エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂	オレフィン製造設備 (エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。以下この号において同じ。) の分解炉で熱分解用に供される揮発油又は重油	一 キロリットルにつき 五十六円
	オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供さ	一 キロリットルにつき

	<p>れる灯油</p> <p>オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供される軽油</p>	<p>百六十五円</p>
	<p>プロパン又はブタンを主成分とする石油ガスのうち、オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供されるもの</p>	<p>一トンにつき八十三円 百七十二円</p>

第十九条第一項の表第二号中「四十円」を「四十二円」に改め、同表第三号中「五十七円」を「六十円」に改め、同表第四号中「四十九円」を「五十一円」に改め、同表第五号中「八十九円」を「九十二円」に、「九十一円」を「九十四円」に改め、同表第六号中「五十二円」を「五十四円」に改め、同表第七号中「六十二円」を「六十五円」に改め、同表第九号中「百八十六円」を「百九十円」に改め、同表第十号中「九十四円」を「九十七円」に改め、同表第十一号及び第十二号中「六十一円」を「六十四円」に改め、同表第十三号中「百八十六円」を「百九十円」に改める。

第三十八条第一項中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改める。

第四十四条第三項第二十二号中「第三九二三・二九号」の下に「、第四八一九・四号」を加え、同号
を同項第二十五号とし、同項中第二十一号を第二十四号とし、第二十号を第二十三号とし、同項第十九号
中「関税率表」の下に「第七三一九・二号又は」を加え、同号を同項第二十一号とし、同号の次に次の
一号を加える。

二十二 関税率表第七四一九・九九号に掲げる物品

第四十四条第三項中第十八号を第二十号とし、第四号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の
次に次の二号を加える。

四 関税率表第四八二三・九号の二に掲げる物品

五 関税率表第四九八・九号に掲げる物品

第四十九条第二項を次のように改める。

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の
各号に掲げる物品とする。

一 別表第一の第八四号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八二四・一号、第六九一二・号

及び第九四 四・九 号に掲げる物品であつて、平成十七年三月三十一日までに輸入されるもの

二 別表第一の第八四号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八三六・二 号の一、第八二一三・

号及び第八二一五・九九号に掲げる物品であつて、平成十八年三月三十一日までに輸入されるもの

第六十二条第十四号から第十七号までを次のように改める。

十四 法の別表第一第二七 九・ 号の(1)に掲げる石油及び歴青油

十五 法の別表第一第二七 一・ 一 号の一の(一)のCの(b)の(1)に掲げる揮発油

十六 法の別表第一第二七 一・ 一 号の一の(二)のBの(2)の(i)及び第二七 一・ 一 九号の一の(一)のBの

(2)の(i)に掲げる灯油

十七 法の別表第一第二七 一・ 一 一 号の一の(三)の(1)及び第二七 一・ 一 九号の一の(二)の(1)に掲げる軽

油

第六十三条第四項中「同条第十一号から第十三号まで、第十六号、第十七号」を「同条第十一号から第十七号まで」に、「、第十一号から第十三号まで、第十六号、第十七号」を「、第十一号から第十七号まで」に改める。

別表第一第二二号を次のように改める。

——
二二
——
削除

別表第一第六四号を次のように改める。

——
六四
——
削除

別表第一第八一号を次のように改める。

——
八一
——
削除

別表第一第一一一号を次のように改める。

——
一一
——
削除

別表第一第一二九号を次のように改める。

——
一二九
——
削除

別表第一第一三九号を次のように改める。

——
一三九
——
削除

別表第一第一五六号及び第一五七号を次のように改める。

一五六	削除
一五七	削除

(輸出貿易管理令の一部改正)

第四条 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の四五の項の中欄中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

(税関関係手数料令の一部改正)

第五条 税関関係手数料令(昭和二十九年政令第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号を次のように改める。

一 千平方メートル未満 二万三百円

二 千平方メートル以上二千平方メートル未満 三万五百円(当該許可を受ける者が電子情報処理組織

による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第二条第一号(定義)又は行

政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通

信技術利用法」という。)第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)に規定する電子情報処理

組織を使用することのできる者として財務大臣が定める者（以下「指定者」という。）である場合に
あつては、三万四百円）

三 二千平方メートル以上三千五百平方メートル未満 四万七百元（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、四万六百元）

四 三千五百平方メートル以上七千平方メートル未満 五万九百元（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、五万八百元）

五 七千平方メートル以上一万五千平方メートル未満 六万千百元（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、六万九百元）

六 一万五千平方メートル以上二万五千平方メートル未満 七万八千四百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、七万八千二百円）

七 二万五千平方メートル以上三万五千平方メートル未満 十万二千元（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十万千七百円）

八 三万五千平方メートル以上五万平方メートル未満 十一万七千八百円（当該許可を受ける者が指定

者である場合にあつては、十一万七千四百円)

九 五万平方メートル以上七万平方メートル未満 十四万千三百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十四万千円)

十 七万平方メートル以上 十六万四千九百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十六万四千五百円)

第二条第二項中「十万九千円」を「八万八千二百円」に改める。

第三条第一項各号を次のように改める。

一 一万平方メートル未満 二万三百円

二 一万平方メートル以上二万平方メートル未満 四万七千七百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、四万六千六百円)

三 二万平方メートル以上四万平方メートル未満 六万千五百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、六万九千五百円)

四 四万平方メートル以上七万平方メートル未満 七万八千四百円(当該許可を受ける者が指定者であ

る場合にあつては、七万八千二百円)

五 七万平方メートル以上 十万二千円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十万千七百円)

第四条第一項各号を次のように改める。

一 一万平方メートル未満 四万七千五百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、四万七千三百円)

二 一万平方メートル以上二万平方メートル未満 六万五千八百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、六万五千六百円)

三 二万平方メートル以上四万平方メートル未満 九万八千九百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、九万八千五百円)

四 四万平方メートル以上七万平方メートル未満 十二万三百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十二万円)

五 七万平方メートル以上十三万平方メートル未満 十四万三千九百円(当該許可を受ける者が指定者

である場合にあつては、十四万三千五百円)

六 十三万平方メートル以上二十五万平方メートル未満 十六万八千円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十六万七千五百円)

七 二十五万平方メートル以上五十万平方メートル未満 十九万二千円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十九万千五百円)

八 五十万平方メートル以上百万平方メートル未満 二十一万六千二百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、二十一万五千五百円)

九 百万平方メートル以上 二十四万三百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、二十三万九千五百円)

第五条中「五千八百円」を「五千円」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術利用法第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該許可の申請を行う場合にあつては、四千七百円とする。

第六条第一項第一号中「八千三百円」を「四千五百五十円(関税法施行令第八十七条第一項各号(臨時

開庁を必要とする事務等）に規定する承認、許可又は交付を求める申請又は申告を電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第三条第一項（電子情報処理組織による申告又は処分の通知等）又は情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定によりこれらの規定に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合の法第九十八条第一項に規定する承認（以下この項において「電子申請等を行う場合の承認」という。）については、四千二百五十円）に改め、同項第二号中「七千八百円」を「四千五百円（電子申請等を行う場合の承認については、三千八百円）」に改め、同項第三号中「八千三百円」を「四千五百五十円（電子申請等を行う場合の承認については、四千二百五十円）」に改める。

第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付の申請を行う場合にあつては、三百円とする。

第七条第二項中「二万三千九百円」を「二万三千五百円」に改める。

第八条第一項を次のように改める。

第二条第一項の規定は、定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）又は定率法第十九条

第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税）に規定する工場の承認を受けた者が、定率法第十三条第八項（製造工場の承認手数料）（定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により納付すべき手数料の額について、準用する。この場合において、第三条第一項中「許可の」とあるのは「承認の」と、「当該許可」とあるのは「当該承認」と、「係る保税工場」とあるのは「係る工場」と、「許可が」とあるのは「承認が」と読み替えるものとする。

第八条第三項中「第一項の規定の適用については、」を削り、「製造工場は、第一項第一号」を「製造工場について定率法第十九条第二項において準用する定率法第十三条第八項の規定により納付すべき手数料の額については、当該製造工場を第二項」に、「第一項第一号の検査とみなす」を「同項の検査とみなして、同項の規定を適用する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号の」を「第一項において準用する第三条第一項の規定により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の工場の承認を受けた者が、当該工場の承認に際し、関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号。以下「定率法施行令」という。）第九条第二項（定率法施行令第四十九条において準用する

場合を含む。)の規定により税関長が届出により必要な検査をするものとして指定した工場において製造等を行う者である場合には、定率法第十三条第八項の規定により納付すべき手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該検査一回ごとに、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一の行政職俸給表(一)に掲げる四級の職務にある者が当該検査の場所に往復する場合において国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四号)の規定により受けるべき旅費の額に相当する額とする。

第九条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第二項」に改め、同条第三項中「前条第一項第二号」を「前条第一項」に改める。

第十三条の四第三項中「第八条第一項第二号において製造工場(第一項に規定する製造工場をいう。)について適用する」を「第八条第一項において準用する」に改め、同条第六項中「、第四条第一項又は第八条第一項第二号」を「(第八条第一項において準用する場合を含む。)(又は第四条第一項」に改める。

第十四条第三項中「第八条第一項第二号」を「第八条第一項」に改める。

(関税割当制度に関する政令の一部改正)

第六条 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第 四 一・一 号、第 四 一・二 号、第 四 一・三 号、第 四 三・一 号、第 四 三・九 号、第 四 四・九 号、第一八 六・二 号、第一八 六・九 号、第一九 一・一 号、第一九 一・二 号、第一九 一・九 号、第二一 一・一 二 号、第二一 一・二 号、第二一 一・二 号及び第二一 六・九 号の項、第 四 二・一 号、第 四 二・二 号及び第 四 二・二 九 号の項、第 四 二・一 号及び第 四 二・二 一 号の項、第 四 二・二 一 号の項、第 四 二・二 九 号の項、第 四 四・一 号の項、第 四 四・一 号及び第 四 四・九 号の項並びに第 四 五・一 号及び第 四 五・九 号の項中「平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで」を「平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで」に改める。

別表第 四 六・一 号、第 四 六・四 号及び第 四 六・九 号の項中「平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで」を「平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで」に、「五五、二トン」を「五四、二トン」に改める。

別表第 七 一三・一 号、第 七 一三・三 三 号、第 七 一三・三 三 号、第 七 一三・三 九 号、第 七 一

三・五 号及び第 七・三・九 号の項中「平成一五年一月一日から平成一六年三月三十一日まで」を「平成一六年四月一日から同年九月三十一日まで」に、「八六、 トン」を「五一、八 トン」に改める。

別表第一 五・九 号の項中「平成一五年一月一日から平成一六年三月三十一日まで」を「平成一六年四月一日から同年九月三十一日まで」に、「二、 四、七 トン」を「二、二四一、一 トン」に、「一四、六 トン」を「一四三、八 トン」に、「三三三、一 トン」を「二一、九 トン」に、「八四、三 トン」を「九六、六 トン」に改める。

別表第一 七・一 号及び第一 七・二 号の項中「平成一五年一月一日から平成一六年三月三十一日まで」を「平成一六年四月一日から同年九月三十一日まで」に、「二二三、一 トン」を「三三四、一 トン」に改める。

別表第一 八・一二号、第一 八・一三号、第一 八・一四号、第一 八・一九号、第一 八・二 号、第一 九・一・二 号及び第一 九・一・九 号の項中「平成一五年一月一日から平成一六年三月三十一日まで」を「平成一六年四月一日から同年九月三十一日まで」に、「八四、二 トン」を「八九

、二 トン」に改める。

別表第一二 二・一 号及び第一二 二・二 号の項並びに第二二二・九九号の項中「平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで」を「平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで」に改める。

別表第一七 三・一 号及び第一七 三・九 号の項中「平成一五年一月一日から平成一六年三月三十一日まで」を「平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで」に、「七、八 トン」を「一三、トン」に改める。

別表第一八 六・二 号の項中「平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで」を「平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで」に、「二一、一 トン」を「一九、トン」に改める。

別表第二 二・九 号の項中「平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで」を「平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで」に改める。

別表第二 八・二 号の項中「平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで」を「平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで」に、「五、九 トン」を「五、七 トン」に改める。

別表第二一 六・九 号の項、第四一 一・二 号、第四一 一・五 号、第四一 一・九 号、第四一 四・一一号、第四一 四・一九号、第四一 四・四一号、第四一 四・四九号、第四一 七・一一号、第四一 七・一二号、第四一 七・一九号、第四一 七・九一号、第四一 七・九二号及び第四一 七・九九号の項、第四一 五・三 号、第四一 六・二二号、第四一 一・二一 号及び第四一 一・三・一 号の項、第五 一・ 号の項並びに第六四 三・二 号、第六四 三・三 号、第六四 三・四 号、第六四 三・五一号、第六四 三・五九号、第六四 三・九一号、第六四 三・九九号、第六四 四・一九号、第六四 四・二 号、第六四 五・一 号及び第六四 五・九 号の項中「平成一五年四月一日から平成一六年三月三一日まで」を「平成一六年四月一日から平成一七年三月三一日まで」に改める。

(通関業法施行令の一部改正)

第七条 通関業法施行令(昭和四十二年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「二千六百元」を「三千元」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第
三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して通関士試験を受けるための願書を

提出する場合にあつては、二千九百円とする。

（コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令の一部改正）

第八条 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「九千四百円」を「九千三百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該承認の申請を行う場合（次号において「電子申請の場合」という。）にあつては、八千七百円）」に改め、同項第二号中「十二万二千三百円」を「十二万七千七百円（電子申請の場合にあつては、十
一万千八百円）」に改める。

（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第九条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）

の一部を次のように改正する。

別表第四号中「及び船用品目録」を「、船用品目録、旅客氏名表及び乗組員氏名表」に改め、同表第六号を次のように改める。

六 削除

別表第七号中「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改め、「規定による入港届」の下に「並びに旅客氏名表及び乗組員氏名表（船舶に係るものに限る。）」を加える。

（相殺関税に関する政令の一部改正）

第十条 相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書中「提出した場合」の下に「、又は当該輸入貨物若しくはこれと同種の貨物を輸入した生産者が、当該輸入貨物及びこれと同種の貨物に係る当該生産者の事業のうち主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であることについての証拠を提出した場合」を加える。

（不当廉売関税に関する政令の一部改正）

第十一条 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「提出した場合」の下に「、又は当該輸入貨物を輸入した生産者が、当該輸入貨物及びこれと同種の貨物に係る当該生産者の事業のうち主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であることについての証拠を提出した場合」を加える。

（弁理士法施行令の一部改正）

第十二条 弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）第六十一条の三第一項に規定する権利者」を「関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第二十一条第四項に規定する特許権者等」に改め、同条第一号中「（明治四十三年法律第五十四号）」を削り、「、第六項及び第七項」を「から第六項まで、第八項及び第九項」に改め、同条第二号中「関稅定率法施行令」の下に「（昭和二十九年政令第五百五十五号）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中関稅法施行令目次の改正規定、

同令第八章の章名を削る改正規定、同令第八十二条の次に章名を付する改正規定、同令第八十三条の改正規定及び同令第八十五条の改正規定（「第九十五条第三項」を「第九十五条第四項」に改める部分に限る。）は同年十月一日から、第三条中関税暫定措置法施行令別表第一の改正規定は同年五月一日から施行する。

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に收容されている貨物に係る收容課金又は当該貨物の保管に要した費用でこの政令の施行前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

（関税暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第六条第一項に規定する石油化学製品の原料として平成十六年三月三十一日までに使用された同項に規定する揮発油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

（税関関係手数料令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この政令の施行前に第五条の規定による改正前の税関関係手数料令（以下「旧手数料令」という）。

）第九条第三項の規定により納付された平成十六年四月分の保税蔵置場、保税展示場、保税工場若しくは総合保税地域（以下「保税蔵置場等」という。）の許可又は旧手数料令第八条第一項第二号に規定する工場の承認に係る手数料の額が第五条の規定による改正後の税関関係手数料令（以下「新手数料令」という。）の規定により納付すべき同月分の保税蔵置場等の許可又は新手数料令第八条第一項に規定する工場の承認に係る手数料の額を超えることとなる部分の額は、新手数料令の規定により納付すべき同年五月分のこれらの手数料の額に充当する。

2 この政令の施行前に旧手数料令第十四条第三項の規定により前納された平成十六年四月分以後の保税蔵置場等の許可又は旧手数料令第八条第一項第二号に規定する工場の承認に係る手数料の額が新手数料令の規定により納付すべき当該前納した期間についての保税蔵置場等の許可又は新手数料令第八条第一項に規定する工場の承認に係る手数料の額を超えることとなる部分の額は、新手数料令の規定により納付すべき当該前納した期間後の月分のこれらの手数料の額に順次に充当する。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第五条 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項及び第二十条第一号中「掲げる要件」を「定める要件」に改める。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第六条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

第六条第一項第一号中「構造改革特別区域を」を「構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）を」に改め、「関税法」の下に「（昭和二十九年法律第六十一号）」を加え、同条第二項中「内閣総理大臣の認定」の下に「（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。次条において「認定」という。）」を加え、同条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表（第八条関係）

番号	事業の名称	関係条項
一	土地開発公社が所有する区域内造成地の賃貸事業	第六条